

育児休業確認書

申込み時に育児休業取得中の方、申込み以後利用希望月の末日の前日まで(の間)育児休業を取得予定の方へご提出ください。

申込みの際に特に注意していただきたい事項が記載されています。以下に記載したものの以外の注意事項は確認書に記載されていますので、あわせてご覧ください。なお、育児休業延長及び給付金受給手続きについては、勤務先担当者またはハローワークへ事前にご確認ください。

【共通】

1	本申込みにおいて復職のご意向はどの程度ありますか。ア・イのいずれかを記入してください。	記入欄
	ア 復職を強く希望する。 イ 復職を希望するが、保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。	
各項目を一読のうえ、 <input type="checkbox"/> 欄にチェックを入れてください。		
2	入所月中に、育児休業を取得していた会社で復職してください。 ※部署・派遣先が変わる場合は復職とみなします。	<input type="checkbox"/> わかりました
3	休業前と同じ勤務条件で復職してください。 ※短時間勤務制度取得の場合、日数を短縮すると指数が下がり、同じ勤務条件とはみなせません。(P18参照)	<input type="checkbox"/> わかりました
4	入所月の20日までに「復職証明書(区の指定書式)」を提出してください。なお、入所月の20日以降に復職を予定しているなど提出が困難な場合は、入所月の20日までに「復職証明書提出期限延長願い」を提出してください。(提出期限を入所月翌月20日まで延長することができます。)	<input type="checkbox"/> わかりました
5	上記2～4が守られない場合、内定取消または退所となります。	<input type="checkbox"/> わかりました
6	入所内定を辞退した場合には、入所申請が無効となるため「利用調整結果通知書」(利用不可通知)を通知することができません。 ※利用不可通知については「令和7年度保育施設利用のご案内」P9を参照ください。	<input type="checkbox"/> わかりました

【1で「イ 復職を希望するが、保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。」を選んだ方のみ】

7	希望する場合には、調整指数項番21「希望する認可保育所等に入所できない際に育児休業を取得(延長)する場合 -20点」を適用します。 ア～ウのうち該当するものを記入してください。「イ」を選んだ方は、下線部に数字を入れてください。 ※利用調整では、希望する施設に申し込んだ児童のうち、指数の高い順に内定者を決定します。	記入欄
	ア この申込みの有効期間内全てにおいて、-20点の適用を希望する。 イ -20点の適用を希望するが、 <u> </u> 月入所以降は適用を希望しない。 ウ -20点の適用は希望しない。	
8	-20点を適用した場合でも、申込み状況によっては内定する可能性があります。	<input type="checkbox"/> わかりました
9	-20点を適用した場合、利用調整結果通知(利用不可)には、適用後の指数が記載されます。	<input type="checkbox"/> わかりました

「保育施設利用のご案内」と上記内容について確認し、同意しました。

令和 年 月 日

住 所

保護者氏名

保護者氏名